

株式会社 CI 東海
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 CI 東海長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 CI 東海(以下「当機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る審査手数料について必要な事項を定める。

(技術的審査手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査の審査手数料は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 一戸建て住宅(住宅型式性能認定の住宅及び型式部分等製造者の認証を受けた住宅)の技術的審査の審査手数料は、別表第1による。
 - (2) 前号に係る変更技術的審査の審査手数料は、別表第1の額の2分の1の額とする。但し、直前の技術的審査をした者が他機関の場合の審査手数料は、別表第1による。
 - (3) (1)以外の一戸建て住宅の技術的審査の審査手数料は、別表第2による。
 - (4) 前号に係る変更技術的審査の審査手数料は、別表第2の額の2分の1の額とする。但し、直前の技術的審査をした者が他機関の場合の審査手数料は、別表第2による。
 - (5) 共同住宅等(住宅型式性能認定の住宅及び型式部分等製造者の認証を受けた住宅)の技術的審査の審査手数料は、別表第3による。
 - (6) 前号に係る変更技術的審査の審査手数料は、別表第3の額の2分の1の額とする。但し、直前の技術的審査をした者が他機関の場合の審査手数料は、別表第3による。
 - (7) (5)以外の共同住宅等の技術的審査の審査手数料は、別表第4による。
 - (8) 前号に係る変更技術的審査の審査手数料は、別表第4の額の2分の1の額とする。但し、直前の技術的審査をした者が他機関の場合の審査手数料は、別表第4による。
 - (9) 岐阜県及び三重県内の法6条第1項第三号の技術的審査の審査手数料は、別表第5による。
- 2 限界耐力計算法等の特別な設計方法による場合は、前項に基づき算出した技術的審査の審査手数料に別表第6による額を加算する。

(審査料金の減額)

第3条 当機関は、業務規程第13条第1項に該当する場合は、第2条に定める審査手数料の額を別に定めることができる。

(附則)

- 1 この規則は、平成21年6月2日より施行する。
- 2 この規則は、平成21年11月1日より施行する。
- 3 この規則は、平成22年8月16日より施行する。
- 4 この規則は、平成26年4月1日より施行する。

4 この規則は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

技術的審査業務手数料規程別表（消費税別）

技術的審査

業務区域 : 愛知県・三重県の全域及び岐阜県・静岡県都市計画区域内

対象建築物 : 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）、共同住宅等

（注意） 次の各表等に記載の額に消費税が加算される。

別表第 1 一戸建て住宅（①型式認定・製造者認証住宅）

単位：円

審査項目	技術的審査のみ 申請する場合	確認申請を 同時申請する場合	設計住宅性能評価を 同時申請する場合
法第 6 条 1 項一号のみ 審査申請する場合	31,000	19,000	2,000
法第 6 条 1 項の内第三号を除 くすべての審査申請する場合	34,000	22,000	5,000

◆適合証が交付された後に行う計画の変更に係る審査手数料は、上記手数料の 2 分の 1 の額とする（1 円未満は切り捨てとする）。

別表第 2 一戸建て住宅（①以外の住宅）

単位：円

審査項目	技術的審査のみ 申請する場合	確認申請を 同時申請する場合	設計住宅性能評価を 同時申請する場合
法第 6 条 1 項一号のみ 審査申請する場合	37,000	22,000	2,000
法第 6 条 1 項の内第三号を除 くすべての審査申請する場合	40,000	24,000	5,000

◆適合証が交付された後に行う計画の変更に係る審査手数料は、上記手数料の 2 分の 1 の額とする（1 円未満は切り捨てとする）。

別表第3 共同住宅等（①型式認定・製造者認証住宅）

単位：円

審査項目	床面積の合計	技術的審査のみ申請する場合	確認申請を同時申請する場合	設計住宅性能評価を同時申請する場合
法第6条1項一号のみ 審査申請する場合	200 m ² 未満	29,000 + 住戸加算	19,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
	200 m ² 以上	33,000 + 住戸加算	24,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
法第6条1項の内 第三号を除くすべての 審査申請する場合	200 m ² 未満	36,000 + 住戸加算	27,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
	200 m ² 以上	41,000 + 住戸加算	31,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M

住戸加算	(M - 1) × 5,000 円	
------	-------------------	--

表中「M」は住戸の数を示す。

- ◆適合証が交付された後に行う計画の変更に係る審査手数料は、上記手数料の2分の1の額とする（1円未満は切り捨てとする）。

別表第4 共同住宅等（①以外の住宅）

単位：円

審査項目	床面積の合計	技術的審査のみ申請する場合	確認申請を同時申請する場合	設計住宅性能評価を同時申請する場合
法第6条1項一号のみ 審査申請する場合	200 m ² 未満	43,000 + 住戸加算	19,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
	200 m ² 以上	90,000 + 住戸加算	24,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
法第6条1項の内 第三号を除くすべての 審査申請する場合	200 m ² 未満	48,000 + 住戸加算	38,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M
	200 m ² 以上	95,000 + 住戸加算	86,000 + 住戸加算	5,000 / 戸 × M

住戸加算	(M - 1) × 5,000 円	
------	-------------------	--

表中「M」は住戸の数を示す。

◆適合証が交付された後に行う計画の変更に係る審査手数料は、上記手数料の2分の1の額とする（1円未満は切り捨てとする）。

別表第5 法6条第1項第三号の審査手数料

- ・申請1件につき5,000円

別表第6 第2条第2項の審査手数料

- ・床面積の合計が200㎡未満の場合57,000円
- ・床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の場合95,000円
- ・床面積の合計が500㎡以上の場合は別途見積り等による。